

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（令和4年11月14日京都市条例第13号）（文化市民局地域自治推進室）

次のとおり特定非営利活動法人古材文化の会の主たる事務所の所在地が変更されたことに伴い、規定を整備することとしました。

改正前	改正後
京都市東山区本町十七丁目354番地	京都市山科区西野山階町35番地

この条例は、令和4年11月14日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 13 号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人古材文化の会の項中「京都市東山区本町十七丁目354番地」を「京都市山科区西野山階町35番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)